

医療法人〇〇病院 外来リハビリテーション診療料運営規程

【外来リハビリテーション診療料の目的】

外来リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）診療料は、基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立及び介助の軽減を図るために、種々の運動療法・歩行訓練・日常生活動作訓練・物理療法等を組み合わせて個々の症例に応じて行う。なお、外来リハビリテーション診療料の実施には、対象患者の選定を行い適正に取り扱う。

【外来リハビリテーション診療料の対象患者及び選定】

外来リハビリテーション診療料対象患者は、状態が比較的安定している患者で、リハビリテーション実施計画書において心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、または呼吸器リハビリテーション料に掲げるリハビリテーション（以下「疾患別リハビリテーション」という）を、（１）は1週間に2日以上提供することとしている患者、（２）は2週間に2日以上提供することとしている患者とする。

対象患者の選定に当たっては、直前のカンファレンスに基づき作成したリハビリテーション実施計画書で明確にして、主治医より患者に説明し同意を得た上で、翌暦週より実施する。

なお、説明と同意はリハビリテーション実施計画書をもってこれに代えることができるが、別紙以下の様式で説明及び同意書として取り扱う。

（事例1）外来リハビリテーション診療料1の説明及び同意書

患者 〇〇〇〇 様

あなたは、平成〇年〇月〇日より本院外来リハビリテーション治療を実施してきましたが、状態も安定してきたため、平成〇年〇月〇日より、毎週〇曜日と〇曜日に20分以上の個別リハビリテーション治療を継続して実施いたします。なお、外来リハビリテーション診療にかかる医師の診察は「状態の変化が認められた場合や患者の求めがあった場合等には、必要に応じて診察を行う」とし、病状が安定している場合、原則として医師の診察は実施しません。

窓口負担金については、リハビリテーション診療料として週始めのリハビリテーション実施日に69点（7日につき負担額は70～210円）ご請求いたします。また、リハビリテーション料は別途お支払いいただくこととなります。なお、リハビリテーション実施日に、他診療科の受診を希望される場合は、当該診察料は別途必要になります。負担金などについてのご質問は、ご遠慮なく外来窓口までお尋ねください。

以上 説明いたしました。

〇〇病院 リハビリテーション科 医師 〇〇〇〇

以上について説明を受け同意いたします。

患者 〇〇〇〇

説明及び同意日 平成〇年〇月〇日

